

株主総会の開催日
(6月16日、愛知県豊田市)

ISSとは何者か

機関投資家の主体性を失わせる 議決権行使助言会社の独占

「コーポレートガバナンス強化が進むなかで株主、特に機関投資家の役割がクローズアップされている。その先には新たなビジネス、そして弊害も生まれ得る。」

ト

ヨタ自動車は6月16日に行われた株主総会で、新しい種類株の発行を可能にする定款変更議案を提出した。定

款変更議案の可決には3分の2の賛成が必要になる。配当決定や役員選任など他の議案のほとんどは9割を大きく超える賛成で可決されたが、少なからぬ反対の声があったということだ。

多数の反対票が投じられた背景には、議決権行使助言業者の反対投票推奨があつたようだ。最大手米ISS（インスティテューションズ）は物言わぬ安定株主づくりの恐れがあるとして反対を推奨し、もう一つの大手米グラスルイスは賛成を推奨した。

米労働省幹部らが創業

議決権行使助言業者とは、株式投資を行う年金基金・投資信託・大学寄付基金などの機関投資家を顧客と



（大和総研金融調査部主任研究員）
鈴木 裕
すずき ゆたか

（大和総研金融調査部主任研究員）

し、投資先企業の株主総会議案に関して賛成投票・反対投票の推奨助言を行う。米国では、これら機関投資家は議決権を適正に行使すべきと定められている。投資先企業に対する議決権は、年金制度加入者や投資信託の購入者から預かれた資金で購入した株式に付随するからである。

しかし、大手の機関投資家であつても、世界中の投資先企業の株主総会議案を読みこなして適正に賛否を判断し、議決権行使に結び付けるのは容易ではない。適正に判断したことを客観的に示す必要もある。そこで、機関投資家に対して議決権行使の助言を行い、対価を得ることがビジネスとなり得るのである。

議決権行使助言業の歴史はさほど古いものではない。議決権行使の適正化が推進されるなかで誕生した。1980年代の米国では、敵対的な買収が盛んになるとともに、敵対

議決権行使助言業の歴史はさほど古いものではない。議決権行使の適正化が推進されるなかで誕生した。

（注）外国人持株比率は議決年の3月時点。HDはホールディングス
(出所)東洋経済新報社「会社四季報」などをもとに大和総研作成